

平成29年1月
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第101号の概要

(労働力調査の変更)

1

1 労働力調査の概要

調査の目的

国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革

➤ 昭和21年9月に試験的に開始し、22年7月から本格的に実施（毎月）

調査期日

➤ 毎月末日（12月は26日）現在
※ 就業状態については毎月の末日に終わる1週間（12月は20日から26日までの1週間）

調査範囲及び報告者数

➤ 基礎調査票：全国の世帯及び世帯員
約4万世帯（約11万人）
（母集団：約5,000万世帯、約1億3,000万人）
➤ 特定調査票：全国の世帯及び15歳以上の世帯員
約1万世帯（約2万5,000人）
（母集団：約5,000万世帯、約1億1,000万人）

※ 調査対象世帯は、基礎調査票を毎回（1年目（連続する2か月）、2年目（1年目と同一の連続する2か月）の計4か月）記入するが、特定調査票は2年目の2か月目のみ記入する。

調査系統

➤ 総務省－都道府県－統計調査員－報告者

調査方法

➤ 調査員が世帯ごとに調査票を配布し、世帯は調査票を調査員へ提出

調査事項

- 基礎調査票
就業状態、所属の事業所の事業の種類等、仕事の種類、従業上の地位、雇用形態、就業時間及び就業日数、求職状況 など
- 特定調査票
非正規の雇用者が現職の雇用形態についている理由、仕事からの年間収入、仕事につけない理由、求職活動の期間、就業希望の有無 など

結果公表

- 基本集計（基礎調査票から集計する結果）

月次	調査月の翌月
四半期平均	各四半期最終調査月の翌月
年平均	12月分速報結果公表日
年度平均	3月分速報結果公表日
- 詳細集計（主に特定調査票から集計する結果）

四半期平均	各四半期最終調査月の翌々月
年平均	10～12月期平均速報結果公表日

2

2 労働力調査の利活用状況

行政施策立案に当たっての利用

- 政府が毎月発表する月例経済報告において、雇用面の指標として景気の分析に利用

雇用情勢は、改善している。

雇用情勢は、改善している。完全失業率は、7月は前月比0.1%ポイント低下し、3.0%となった。労働力人口及び就業者数は増加し、完全失業者数は減少した。

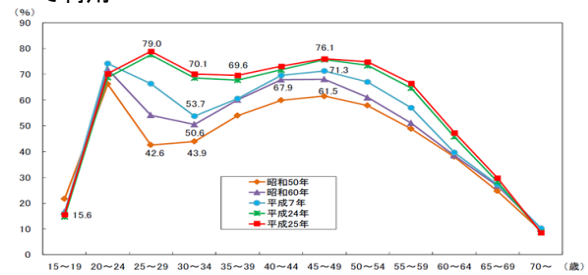
雇用者数は増加している。新規求人数は増加している。有効求人倍率は上昇傾向となっている。製造業の残業時間は横ばい圏内で推移している。

賃金をみると、定期給与は横ばい圏内で推移している。現金給与総額は緩やかに増加している。

先行きについては、改善していくことが期待される。

(「月例経済報告(平成28年9月)」(内閣府)から抜粋)

- 審議会等※の政策立案過程における基礎資料として利用



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

※(「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」(平成26年4月男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会)から抜粋。女性の就業状況を把握する基礎資料として利用)

※ 毎月末の閣議において、調査結果(就業者数、完全失業者数など)を配布するとともに、総務大臣から発言

加工統計への利用

- 国民経済計算における雇用者報酬の推計のための基礎データとして、雇用者数を利用

国際比較のための利用

- 国際労働機関(ILO)、国際通貨基金(IMF)、経済協力開発機構(OECD)などへ調査結果(就業者数、完全失業者数など)を提供

3

3 変更の背景 (1)

2013年10月に開催されたILO主催の第19回国際労働統計家会議において就業等に関する決議が採択された。本調査で対応が求められる内容は、以下のとおりである。

決議内容① 失業者の定義における求職活動期間の明確化

【新たなILO決議における失業者の定義】
(※ 以下「新定義」という。)

失業者の要件は、

- ① 就業しておらず、
- ② **4週間又は1か月以内に求職活動をしており** (注1)、
- ③ 就業可能な者 (注2)

である。

(注1) 従前の定義では、求職活動期間は各国の裁量に任されており、我が国では「月末1週間」

(注2) 国情により参照期間を先へ、2週間を超えない範囲で拡大可能

・従前定義(1982年決議:第13回国際労働統計家会議)



・新定義(2013年決議:第19回国際労働統計家会議)



4

3 変更の背景（2）

決議内容②「未活用労働指標」の導入

未活用労働（Labour Underutilization）に関する下記4つの指標のうち、2つ以上を集計することとされている。

LU1（新定義の失業率）

$$= \frac{\text{失業者 ②}}{\text{労働力人口 ①}} \times 100$$

LU2（追加就労希望就業者を加えた率）

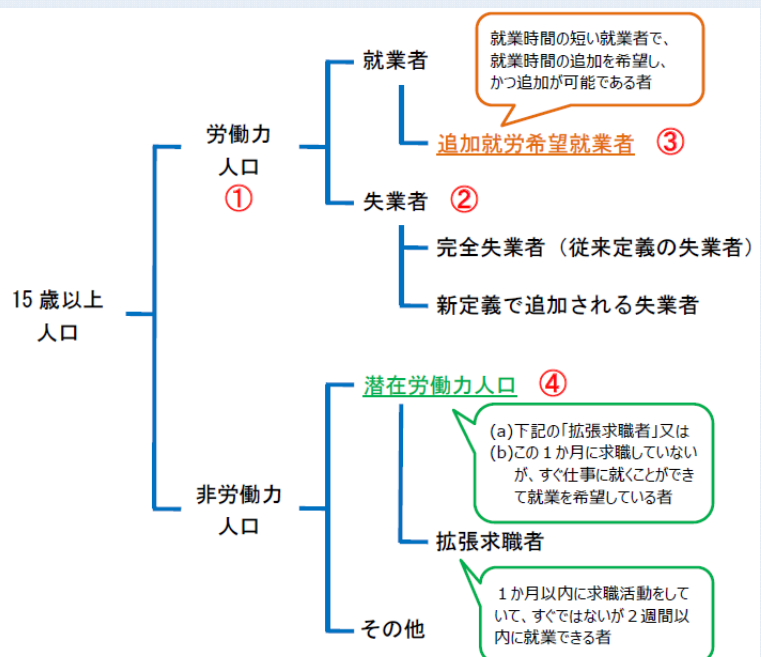
$$= \frac{\text{失業者 ②} + \text{追加就労希望就業者 ③}}{\text{労働力人口 ①}} \times 100$$

LU3（潜在労働力人口を加えた率）

$$= \frac{\text{失業者 ②} + \text{潜在労働力人口 ④}}{\text{労働力人口 ①} + \text{潜在労働力人口 ④}} \times 100$$

LU4（追加就労希望就業者と潜在労働力人口を加えた率）

$$= \frac{\text{失業者 ②} + \text{追加就労希望就業者 ③} + \text{潜在労働力人口 ④}}{\text{労働力人口 ①} + \text{潜在労働力人口 ④}} \times 100$$



5

3 変更の背景（3）

基本計画^(注)において、総務省に対し、以下の事項が指摘されている。

(注)「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）

別表「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目3（4）「企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」

基本計画における指摘事項

- ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。

⇒ 平成28年度末までに結論を得る。

(※平成30年1月分の調査から措置予定)

【変更内容①】

回答対象：月末1週間に就業も求職活動もしていない者

ILO決議に対応するため、失業者の要件のうち「1か月以内に求職活動をしていること」及び「就業可能な者であること」につき、**基礎調査票で把握**

⑭ 今仕事があれば すぐつくことができますか

すぐつく
ことが
できる

すぐではないが
2週間以内に
つくことができる

すぐではないが
2週間より後に
つくことができる

つくことが
できない
わからない

(③ 補へ)

(記入おわり)

(注) 月末1週間に就業も求職活動もしていない者であっても失業者に該当する場合があるため、これらの者について「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」を把握するもの

回答対象:就業者

ILO決議に対応するため、未活用労働に係る新指標のうち「LU2(追加就労希望就業者を加えた率)」の算出に用いる就業時間の延長や仕事の追加の可否を把握する調査事項を**特定調査票に追加**

できない

(注)「追加就労希望就業者」の該当要件のうち、就業時間(週35時間未満か否か)及び就業時間の追加希望の有無については、現行の調査事項である「1週間の就業時間」【基礎調査票】及び「就業時間増減希望の有無」【特定調査票】によって把握することができる。

(※平成30年1月分の調査から措置予定)

回答対象：完全失業者

前記【変更内容①】の変更(基礎調査票での「この1か月の求職活動の有無」及び「就業の可能性」の把握)に伴い、把握内容がこれと重複するため、**特定調査票から削除**

この1か月には
全くしなかった

(注)「特定調査票の記入のしかた」において、「この1か月には全くしなかった」とは、「過去に行った求職活動の結果を待っていて、今月中に全く求職活動をしなかった人が該当します」と説明している。

回答対象：失業者

前記【変更内容③】の削除に伴い、過去に行った求職活動の結果を待っていた者を推計できなくなるため、**特定調査票**の本調査事項の**選択肢に「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」及び「求職活動の結果を待っていた」を追加**

Downloaded from <http://ajphaphysocpharm.sagepub.com/> at 11:06 11 November 2014

当てはまるもの
すべてに記入 —
うち おもなもの
一つに記入 —

選択肢を追加

5 前回答申時の課題への対応

前回答申^(注)において、「今後の課題」として以下のとおり指摘されている。

(注) 「諮問第39号の答申 労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更（名称の変更）について」（平成24年1月20日付け府統委第6号）

今後の課題

基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち・・・常雇に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがある。また、この点を勘案し、平成24年に実施予定の就業構造基本調査の「雇用契約期間の定め有無」を把握する調査事項の選択肢においては、「定めがない」、「定めがある」のほか「わからない」を設けている。

したがって、今後、労働力調査の「従業上の地位」に係る平成25年の調査結果及び平成24年就業構造基本調査の「雇用契約期間の定め有無」に係る調査結果（平成25年7月公表）における回答状況を分析の上、労働力調査の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢に「わからない」を追加する必要性を検討し、速やかに一定の結論を得る必要がある。

対応状況：指摘を踏まえ措置予定

⑩ 従業上の地位
 ・常雇の人（無期契約）とは、雇用期間を定めない契約で雇われている人をいいます
 （定年までの場合は、無期契約とします）
 ・常雇の人（有期契約）とは、雇用契約期間が1年以上の人をいいます
 ・臨時雇の人とは、雇用契約期間が1か月以上1年未満の人をいいます
 ・日雇の人とは、雇用契約期間が1か月未満の人をいいます
 ・自営業主とは、個人経営の商店主や業主などをいいます
 ・内職とは、自宅で買仕事をいいます

⑪ 勤め先における呼称
 ・今の仕事について、雇われている人は勤め先での呼称を記入してください

⑧ 勤め先が自営か別の別及び勤め先における呼称
 ・今の仕事について、雇われている人は勤め先での呼称を記入してください
 ・労働者派遣事業所の派遣社員とは、労働者派遣法に基づく人をいいます
 ・上記以外の「派遣されている人（デパートの派遣店員など）」は派遣元の事業所における呼称について記入してください

⑨ 雇用契約期間の定め有無及び！回答の雇用契約期間
 ・！回答の雇用契約期間とは、現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます
 ・期間がわからないとは、雇用契約期間の定めがあることがわかっていない雇用契約期間のものかわからない場合をいいます

前回答申の指摘への対応、統計の正確性や継続性の観点から、適当かどうか確認する。

6 集計事項の変更（1）

各集計事項の追加や変更等につき、ILO決議への対応、時系列比較などの観点から、適当かどうか確認する。

「未活用労働指標」の導入

未活用労働指標 1 (LU1)
 （新たな失業率）

$$= \frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

未活用労働指標 2 (LU2)
 （追加就労希望就業者を加えた率）

$$= \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

未活用労働指標 3 (LU3)
 （潜在労働力人口を加えた率）

$$= \frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

未活用労働指標 4 (LU4)
 （追加就労希望就業者と潜在労働力人口を加えた率）

$$= \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

未活用労働補助指標 1
 （会社都合等による失業の率）

$$= \frac{\text{会社都合等による失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

未活用労働補助指標 2
 （拡張求職者を加えた率）

$$= \frac{\text{失業者} + \text{拡張求職者}}{\text{労働力人口} + \text{拡張求職者}} \times 100$$

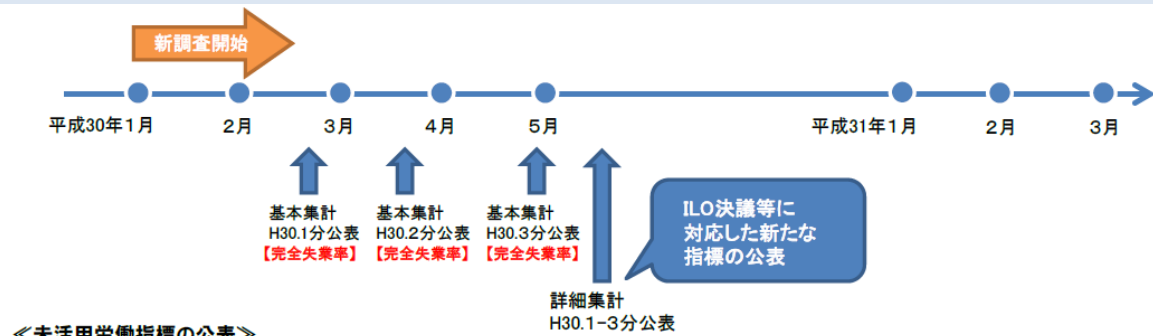
ILO決議で掲げられている4指標

(注)「拡張求職者」：1か月以内に求職活動をしていて、すぐではないが2週間以内に就業できる者

6 集計事項の変更（2）

変更後の公表スケジュール

- 時系列比較の観点に留意し、当面、完全失業率（従前公表しているもの）等の公表を維持
- 新たな失業率の毎月の公表は、季節調整値による時系列比較等が可能となった時点で実施
- 詳細集計（四半期ごと）において、ILO決議等に対応した新たな4指標と2補助指標の公表を実施



＜未活用労働指標の公表＞

基本集計	H29.12分	H30.1分	H30.2分	H30.3分			H30.12分	H31.1分
未活用労働指標	—	—	—	—		...	—	—
従前の完全失業率	○	○	○	○		...	○	○
詳細集計	H29.10-12				H30.1-3			H30.10-12
未活用労働指標	—				○	...		○
従前の完全失業率	—				—	...		—

労働力調査の答申案の概要

項目	変更内容等	部会審議の状況
1 計画の変更 (1) 調査事項	①「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設・追加等 〔基礎調査票及び特定調査票〕	・ 適当と整理 (基礎調査票において、直近1か月以内に求職活動を行い、かつ、直ちに就業可能な者を把握。ILO 決議に準拠した新たな定義の失業者を的確に捉えるための変更であり、国際比較可能性の向上に寄与) 〔答申案：1～2ページ〕
	②「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加 〔特定調査票〕	・ 適当と整理 (ILO 決議を踏まえて未活用労働に係る新たな指標を作成する上で必要な情報の把握が可能となり、国際比較可能性の向上に寄与) 〔答申案：2～3ページ〕
	③「最近の求職活動の時期」の削除 〔特定調査票〕	・ 適当と整理 (上記①で基礎調査票へ移設する「最近の求職活動の時期」と把握内容が重複等するために削除するものであり、報告者負担の軽減に寄与) 〔答申案：3ページ〕
	④「求職活動の方法」に係る選択肢の追加 〔特定調査票〕	・ 適当と整理 (求職活動期間の把握対象を ILO 決議に準拠した期間（1か月）とするほか、上記③の「最近の求職活動の時期」の削除に伴い、把握できなくなる過去に行った求職活動の結果を待っていた者に係る情報を引き続き把握可能とするためのものであり、国際比較可能性の向上及び統計の継続性の確保に寄与) 〔答申案：3～4ページ〕
	⑤「就業の可能性」の回答者に係る説明文の追加 〔特定調査票〕	・ 適当と整理 (上記①で基礎調査票に「就業の可能性」の追加に伴い、これに回答済みの報告者が特定調査票の本調査事項にも重複して回答すること等がないように変更するものであり、報告者負担の軽減に寄与) 〔答申案：4～5ページ〕
(2) 集計事項	○調査事項の追加・変更等に伴う集計事項の変更	・ 適当と整理 (ILO 決議において集計することとされている未活用労働に係る新たな指標の導入等に伴い、集計事項の充実を図るための変更であり、国際比較可能性の向上に寄与) 〔答申案：5ページ〕
2 前回答申における今後の課題への対応状況 ※ 統計委員会答申 (平成24年1月)	○「従業上の地位」において、自身の雇用契約期間が「わからない」実態を把握するための選択肢の追加 〔基礎調査票〕	・ 適当と整理 (勤め先における呼称を選択した上で、雇用契約期間を選択する方式に変更し、その選択肢の中で「わからない」を設定し、本課題に即した対応。これにより就業構造基本調査の結果との比較が可能となるなど、労働者の就業等に関する分析に寄与) 〔答申案：5～7ページ〕

《今後の課題》〔答申案：7ページ〕

(1) 「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供の実施

今回の「従業上の地位」に係る選択肢の変更（「常雇の人」「臨時雇の人」等の区分から具体の雇用契約期間ごとの区分に変更）に伴い、当該変更前後の調査結果に差異が生じることが想定される。

このため、総務省は、円滑な調査実施を図る観点から、都道府県と更に情報共有を行うとともに、統計利用者の利便性等を図る観点から、調査結果の時系列比較に当たり留意すべき変更前後の差異について、ウェブサイト等において丁寧かつ分かりやすく説明することが必要である。

(2) 未活用労働に関する各指標に係る情報提供の実施

ILO 決議に準拠した未活用労働に関する各指標については、我が国における未活用労働の実態を示し、国際比較可能性の向上とともに、雇用政策等の検討や学術研究などにも資する有用なデータを提供するものである。このため、その利活用に当たっては、各指標を作成する趣旨や、これらの指標に係る諸外国における状況について、統計利用者に正確に理解されることが重要である。

このようなことから、総務省は、統計利用者の利便性等を図る観点から、未活用労働に関する各指標の公表に当たって、国際比較の観点に十分留意しつつ、諸外国の状況と比較・分析した資料を作成の上、ウェブサイト等において情報提供を行うことが必要である。

C 欄

C1 収入になる仕事につくことを希望していますか

希望している ☐ 希望していない ☐

すでに仕事が決まっている
学校卒業後につく ☐ その他 ☐
4週間以内につく ☐ 5週目以降につく ☐

(C3へ) (C5へ)

C2 仕事をしたいと思っていながら現在仕事を探していないのはどうしてですか

適当な仕事がありそうにない ☐ 出産 ☐ 介護 ☐ 健康上の理由のため ☐ その他 ☐

近づくに仕事がありそうにない ☐ 今の景気や季節ではあう仕事がありそうにない ☐ 勤務時間・賃金などが希望に ☐ 仕事がありそうにない ☐ 自分知識・能力にあう ☐

C3 希望している仕事又は決まっている仕事はどのような仕事ですか

雇われてする仕事 ☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 労働者派遣 ☐ 派遣社員 ☐ その他 ☐

自分で経営する仕事 ☐ 内職 ☐ その他 ☐

基礎調査票の ③ 欄で求職活動を「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」「この1年間に全くしなかった」と回答した方のみ記入してください(それ以外の方はC5へ)

C4 今仕事があればすぐつくことができますか

すぐつく ☐ すぐではないが2週間以内につくことができる ☐ すぐではないが2週間以降につくことができる ☐ つくことができない・わからない ☐

C5 今までに仕事をしていたことがありますか

ある ☐ ない ☐

D 欄へ

E 欄へ

D 欄

D1 前にしていた仕事はいつやめたのですか

過去3年以内にやめた ☐ 3年より前にやめた ☐

平成 西暦

年 月 (D6へ)

D2 前にしていた仕事は勤めていたのですか自分で事業を営んでいたのですか

雇われていた人 ☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 労働者派遣 ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員・嘱託 ☐ その他 ☐

会社などの役員 ☐ 自営業主 ☐ 自家営業の手伝い ☐ 内職 ☐

D3 前にしていた仕事の事業の内容

D4 前にしていた仕事の内容

D5 前にしていた仕事の勤め先・業主などの企業全体の従業員数

1人 ☐ 2人 ☐ 5人 ☐ 10人 ☐ 30人 ☐ 100人 ☐ 500人 ☐ 1000人以上 ☐ 官公庁など ☐

D6 前にしていた仕事をどうしてやめたのですか

会社倒産・事業所閉鎖のため ☐ 人員整理・勸奨退職のため ☐ 事業不振や先行き不安のため ☐ 定年又は雇用契約の満了のため ☐ より良い条件の仕事を探すため ☐ 結婚・出産・育児のため ☐ 介護・看護のため ☐ 家事・通学・健康上の理由のため ☐ その他 ☐

E 欄へ

E 欄 この欄は全員が記入してください

E1 教育

在学中 ☐ 卒業 ☐ 在学したことがない ☐

小学・中学・高校 ☐ 短大・高専 ☐ 大学・大学院 ☐ 小学・中学・高校 ☐ 短大・高専 ☐ 大学・大学院 ☐

E2 この1年間のすべての仕事からの収入(税込み)はどのくらいですか

収入 50万円未満 ☐ 50万円以上 ☐ 100万円未満 ☐ 150万円未満 ☐ 200万円未満 ☐ 300万円未満 ☐ 400万円未満 ☐ 500万円未満 ☐ 700万円未満 ☐ 1000万円未満 ☐ 1500万円以上 ☐